

# ぐんまインフルエンサーを活用した 群馬県観光PR動画制作業務企画提案要領

## 1 業務の名称

ぐんまインフルエンサーを活用した群馬県観光PR動画制作業務

## 2 業務の目的及び内容

「ぐんまインフルエンサーを活用した群馬県観光PR動画制作業務仕様書」のとおり

## 3 見積限度額

20,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積を依頼する。

## 4 優先交渉事業者選定数

1者

※業務を効果的に推進するために、県へ報告の上、業務の一部再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

## 5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること

イ 破産宣告を受け復権していない者でないこと

ウ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。

オ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。

カ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

キ 本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと。

## 7 公募・選定に関するスケジュール

- |                                |                      |
|--------------------------------|----------------------|
| (1) 募集開始                       | 令和6年11月20日（水）        |
| (2) 参加申込期限                     | 11月27日（水）正午【必着】      |
| (3) 質問受付期限                     | 12月 3日（火）正午【必着】      |
| (4) 質問に対する回答                   | 12月 6日（金）（予定）        |
| (5) 企画提案書等提出期限                 | 12月11日（水）正午【必着】      |
| (6) 一次審査（書類審査）                 | 12月12日（木）～13日（金）（予定） |
| ※有効な企画提案書等の提出者が3者を上回った場合に実施する。 |                      |
| (7) 一次審査結果通知                   | 12月13日（金）（予定）        |
| ※一次審査を実施しない場合には、二次審査の詳細のみ通知する。 |                      |

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (8) 二次審査（プレゼンテーション審査） | 12月18日（水）     |
| (9) 優先交渉事業者の決定及び通知    | 12月19日（木）（予定） |
| (10) 契約締結、業務開始        | 12月下旬～        |

## 8 企画提案の募集にあたって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) ぐんまインフルエンサーを活用した群馬県観光PR動画制作業務企画提案要領（※本資料）
- (2) ぐんまインフルエンサーを活用した群馬県観光PR動画制作業務仕様書
- (3) 参加申込書（様式1）
- (4) 質問票（様式2）
- (5) 企画提案書表紙（様式3）
- (6) 業務実施体制表（様式4）
- (7) 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）
- (8) 課税（免税）事業者届出書（様式6）

## 9 参加申込

- (1) 提出様式  
参加申込書（様式1）による。
- (2) 受付期限  
令和6年11月27日（水）正午【必着】
- (3) 提出先  
「14 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法  
電子メールによる。  
※件名を「参加申込（PR動画制作）」とすること。  
※提出した旨を電話で連絡すること。

## 10 質問受付

- (1) 提出様式  
質問票（様式2）による。
- (2) 受付期限  
令和6年12月3日（火）正午【必着】
- (3) 提出先  
「14 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法  
電子メールによる。  
※件名を「質問（PR動画制作）」とすること。  
※提出した旨を電話で連絡すること。
- (5) 回答  
令和6年12月6日（金）（予定）までに参加申込書を提出した全者に電子メールにより行う。  
なお、回答は企画提案要領及び仕様書の追加または修正等として扱うことがある。

## 11 応募の手続き等

- (1) 提出書類

以下の資料を提出すること。

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画提案書本体（任意様式）

ウ 業務実施体制表（様式4）

エ 費用見積書（任意様式）

※あて先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※見積額が上記3の限度額を超えた場合は失格とする。

オ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）（\*）

カ 課税（免税）事業者届出書（様式6）

キ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）（\*）

ク 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（\*）

ケ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※「\*」のついた資料は「物件等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。

(2) 企画提案書本体の記載事項

「ぐんまインフルエンサーを活用した群馬県観光PR動画制作業務仕様書」に基づき、PR動画の制作・発信業務及びPR動画の効果測定業務の内容を記載すること。

ア PR動画の制作・発信業務企画内容

- ・制作予定のPR動画の本数及び内容（各PR動画のロケ地や動画の内容案を記載し、群馬県のPR要素がわかるようにすること）
- ・起用予定のインフルエンサーの情報（過去の制作動画・活動内容及びSNS等のフォロワー数等、影響力がわかる情報等）
- ・PR動画の訴求する年代等、当該PR動画を発信することにより見込まれる効果やエビデンス
- ・事業実施スケジュール
- ・インフルエンサー側におけるPR動画の掲載予定チャンネル

イ PR動画の広報戦略

- ・広報の企画案
- ・当該広報の訴求層や当該広報を行うことにより見込まれる効果

ウ PR動画の効果測定業務

- ・実施予定の効果測定業務

エ その他企画内容を説明するために必要な事項（任意）

- ・企画提案内容を補足する事項（動画等による提出も可能）

オ 実績

- ・過去3年間での類似業務実績

カ その他

- ・その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

(3) 提出期限

令和6年12月11日（水）正午【必着】

(4) 提出先

「14 問い合わせ先」に同じ

(5) 提出方法

電子メールとする。

※件名を「応募（PR動画制作）」とすること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(7) その他注意事項

ア 提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

## 1.2 審査

(1) 選考方法

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。審査は「ぐんまインフルエンサーを活用した群馬県観光PR動画制作業務委託事業者選定審査委員会」が行う。

(2) 一次審査（書類審査）

企画提案書等による書類審査を実施し、審査委員の合計点数上位3者を一次審査通過者として決定する。

なお、有効な企画提案書等の提出者が3者以下の場合、一次審査は実施しない。

ア 審査日（予定）

令和6年12月12日（木）～13日（金）

イ 審査項目

- ・ 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・ PR動画の企画内容に関すること（独創性・訴求効果）
- ・ PR動画の広報企画に関すること（視聴数増加に向けた取組）
- ・ PR動画の効果測定に関すること（測定方法・指標の設定）
- ・ その他提案に関すること（効果的なサービスの提供・提案）
- ・ 積算に関すること（企画・実施体制等に係る金額の妥当性）
- ・ 実施体制等に関すること（業務遂行能力・事業実績）
- ・ 総合評価（全体的な総合性）

ウ 結果通知（予定）

令和6年12月13日（金）

審査結果は有効な企画提案書等の提出者に対して個別に通知する。一次審査通過者に対しては、二次審査の詳細を併せて通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）（予定）

最大3者によるプレゼンテーション審査を実施し、優先交渉者1者を選定する。なお、二次審査の詳細は一次審査通過者に対して通知する。

ア 審査日（予定）

令和6年12月18日（水）午後

イ 審査会場

ウ 審査項目

- ・ 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・ PR動画の企画内容に関すること（独創性・訴求効果）
- ・ PR動画の広報企画に関すること（視聴数増加に向けた取組）
- ・ PR動画の効果測定に関すること（測定方法・指標の設定）
- ・ その他提案に関すること（効果的なサービスの提供・提案）
- ・ 積算に関すること（企画・実施体制等に係る金額の妥当性）
- ・ 実施体制等に関すること（業務遂行能力・事業実績）
- ・ 総合評価（全体的な総合性）

エ 最低制限基準点の設定

二次審査における最低制限基準点は、全審査委員の合計点数の50%とする（審査委員が3名で1名あたり100点満点の場合、150点）。なお、最低制限基準点を下回った場合は、たとえ審査の結果、最も高い点数になったとしても、優先交渉者とししない。

オ 審査結果・打合せに関する詳細連絡

審査結果は、令和6年12月19日（木）（予定）以降に二次審査参加者に対して個別に通知するほか、優先交渉者を県ホームページ上で公開する。

(4) 失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象とししない。

- ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合
- イ 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合
- ウ その他、この要領に違反した場合

1.3 契約

- (1) 「1.2 審査」の審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の優先交渉者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。
- (2) 「ぐんまインフルエンサーを活用した群馬県観光PR動画制作業務仕様書」及びプロポーザルの提案内容は、優先交渉者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。なお、(1)の者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- (4) 委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

1.4 問い合わせ先

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 tsulunos 室映像プロモーション第一係

電話：027-226-2171

メール：tsulunos@pref.gunma.lg.jp